

## 電磁的方法による書面交付（電子交付）に関する承諾書

カチデベロップメント株式会社 御中

私(本会員の名義人)は、電子交付対象である契約成立前書面、契約成立時書面（匿名組合契約書）及び財産管理報告書等において、カチデベロップメント株式会社（以下、「当社」といいます。）に対して、以下の1～3にそれぞれ承諾したことを表明及び確約いたします。

1. 電子交付とは、不動産特定共同事業法に係る各種書面（重要事項や契約書）等を書面郵送に代えて、当サービスの全利用者を対象としてインターネットを通じて交付することです。
2. 当社は、下記(1)～(4)の電子交付対象書面を交付します。電子交付に承諾いただけない場合は当サービスをご利用いただけませんので、予めご了承ください。
  - (1) 契約成立前書面：投資対象ファンドの概要などを交付する書面です。
  - (2) 契約成立時書面（匿名組合契約書）：投資対象ファンドに係る匿名組合契約の締結時に交付する書面です。
  - (3) 財産管理報告書：投資対象ファンドの運用経過等をご報告する書面です。
  - (4) その他当社が必要に応じて顧客に交付する書面。
3. 当社は、下記の方法に基づき電子交付を致します。
  - (1) 当社が運営している WEB サイト（以下「当社 WEB サイト」といいます。）において書面の記載事項をお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る電子計算機（パソコン、携帯電話等）に備えられたファイル（PDF 「Acrobat Reader 8.0 以上」）に当該記載事項をダウンロードして記録する方法。
  - (2) 当社 WEB サイトに、お客様マイページ（パスワードによる認証が必要なマイページ）を設け、そのお客様マイページに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法。
  - (3) 当社 WEB サイトからハイパーリンク等により接続されるファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法。
  - (4) 当社が電子メールを利用して、お客様の使用に係る電子計算機（パソコン、携帯電話等）に書面の記載事項を送信し、お客様が自己の電子計算機（パソコン、携帯電話等）に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法。
4. 本サービスを利用する上で電子交付に関する下記留意事項をご確認ください。

- (1) 電子交付に承諾いただけないと当サービスはご利用いただけません。
- (2) 電子交付書面は、お客様のマイページ上にて閲覧することができます。
- (3) 別途郵送された書類については、保管をお願いいたします。
- (4) 当社は、次の各号に掲げる事項により生じるお客様の損害については、一切の責を負わないものとしします。
  - ① 通信機器・回線、コンピューター等のシステム機器等の障害・瑕疵およびこれらに関連した情報システム等の障害・瑕疵等により電子交付等が利用できないことにより生じた損害
  - ② 天変地異、戦争、ストライキ等の不可抗力、その他当社の責に帰すことができない事由により電子交付等サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害
- (5) 当社は、電子交付の種類および方式について、当社が電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社 WEB サイト上に掲載、または電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電子交付の種類および方式を変更することができるものとしします。お客様が電子交付を承諾された後であっても、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合には、当社は電子交付ではなく、既に電子交付された書面も含めて紙媒体による書面の交付を行うことがあります。

以上